

鴻巣市自治基本条例（素案）

市民協働部 市民活動推進課

目次

前文	1
第1章 総則	2
第1条 目的／第2条 用語の定義	
第2章 基本原則	5
第3条 基本原則	
第3章 市民の権利及び責務	6
第4条 市民の権利／第5条 市民の責務	
第4章 議会及び議員の責務	7
第6条 議会の責務／第7条 議員の責務	
第5章 市長等の責務	8
第8条 市長の責務／第9条 市長を除く執行機関の責務／第10条 職員の責務	
第6章 情報公開及び個人情報保護	10
第11条 情報の公開、提供及び共有／第12条 個人情報の保護	
第7章 参加及び協働	11
第13条 参加及び協働の推進／第14条 審議会等の委員の選任	
第15条 意見公募手続／第16条 コミュニティ／第17条 住民投票	
第8章 市政運営	14
第18条 基本構想／第19条 行政手続／第20条 説明責任	
第21条 応答責任／第22条 財政運営／第23条 市政に関する評価	
第9章 危機管理	17
第24条 危機管理	
第10章 国及び他の地方公共団体との連携及び協力	18
第25条 国及び他の地方公共団体との連携及び協力	
第11章 この条例の見直し	19
第26条 この条例の見直し／第27条 自治基本条例審議会の設置	
第12章 この条例の位置付け	20
第28条 この条例の位置付け	
第13章 事業者等への準用	21
第29条 事業者等への準用	

(前文)

鴻巣市は、埼玉県のはぼ中央部に位置しています。

その歴史は古く、約15,000年前の旧石器時代まで、遡ることができます。

江戸時代に入って中山道が定められると、交通の要衝となり、県内屈指の宿場として繁栄し、また、旅人が休息する間の^{あい}宿^{しゆく}としても栄えました。

そして同時代には、人形作りが始められるとともに新田開発も進み、伝統工芸と美しく豊かな田園が、今日に受け継がれています。

鴻巣市は、まちづくりを支える「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、貴重な財産を有しています。

こうした先人たちの築き上げてきた豊かで恵まれたまちを次の世代へと引き継いでいくため、市民及び市を挙げて、市民自治の実現を目指します。

そもそも、まちづくりの主役は市民であり、市民が主体であります。市民は、自らのために、決定し、行動し、その成果を享受するとともに、その責任も市民自らが負うものです。

一方、まちづくりが、広域にわたったり、大規模なものであったり、高い専門性を有することなどから、個々の市民自らの努力はもとより、地域を中心とする多くの市民が共に助け合ってもなお、解決が容易ではない課題が存在することも事実です。

そのため、市民は、必要な財源を負担し、それらの課題の解決を市に信託し、市は、それぞれの果たすべき役割、与えられた権限、及びその責任を十分に自覚し、市民の信託に応えなければなりません。

市民及び市は、この基本理念を尊重し、情勢の変化に適応した市民自治が確立されるよう、不断の努力を重ねていきます。

ここに、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていくため、この条例を制定します。

【解説】

自治基本条例では、一般的に前文が設けられております。

前段では、本市の地理的位置と歴史的な背景について述べるとともに、まちづくりの根幹となる財産「人」「花」「緑」について触れました。

また、後段では市民自治の基本理念について述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務及び市の責務並びにまちづくりに関する制度、仕組みその他の基本的事項を定めることにより、参加及び協働によるまちづくりの推進を図り、もって活力に満ちた暮らしやすいまちを実現することを目的とする。

【解説】

この条例は、今まで明文化されていなかった自治の基本原則を定める条例です。

市民、議会、市長その他の執行機関（議会と市長その他の執行機関は「市」と表現しています。）が、参加と協働によるまちづくりを推進していくための基本的な考えと、それを実現していくための制度や仕組みなどを定めることにより、暮らしやすいまちを実現することを目的としました。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する個人をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体及び市内に通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) まちづくり 住みよい、豊かで活力のあるまちをつくるためのすべての公共的活動をいう。
- (4) 参加 市の施策について、計画、実施、評価等に主体的に加わることをいう。
- (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任の下、対等な立場で連携し、及び協力することをいう。
- (6) 市 議会及び市長その他の執行機関をいう。

【解説】

この条例を正しく運用していくためにどのような意味でその用語を用いているかを定めたものです。

- 1 第1号関係 「市民」は、市内に住所を有する個人としました。
- 2 第2号関係 「事業者等」は、市内で事業その他の活動を行う個人又は団体及び市内に通勤又は通学する個人としました。
- 3 第3号関係 「まちづくり」は、道路などのハード面だけではなく、福祉や環境などのソフト面を含めて暮らしやすい、豊かで活力のあるまちをつくるすべての公共的活動としました。
- 4 第4号関係 この条例では、「参加」は計画の立案に加わることを意味する「参画」を含むものです。一般的には、「参加」という言葉が馴染みがあるため「参加」という言葉を使用しました。

5 第5号関係 市民及び市が、それぞれの役割や責任の下で、対等な立場で連携し協力することが、より暮らしやすいまちづくりを実現するためには必要です。「協働」はそのような活動を行うことと定義しました。

6 第6号関係 「市」は、市の議決機関である議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

第2章 基本原則

(基本原則)

第3条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有することを原則とする。

2 市長その他の執行機関は、市民に参加の機会の充実を図ることを原則とする。

3 市民及び市は、それぞれの立場を理解して信頼関係を深め、協働によるまちづくりを推進することを原則とする。

【解説】

ここでは、まちづくりの進め方として三つの原則を掲げました。

1 第1項関係 情報の共有の原則

市民と市が、対等な立場で協力してまちづくりを進めるためには、情報の共有は欠かせません。

2 第2項関係 参加の原則

参加によるまちづくりは、市民と市によるまちづくりに不可欠な原則であります。そのためには、形式的な参加ではなく、実質的に市民に参加の機会の充実を図るものでなくてはなりません。

3 第3項関係 協働の原則

市民と市が自らの役割を自覚し、対等な立場でお互い協力して取り組んでいくことが、これからのまちづくりには欠かせません。

第3章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第4条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。
2 市民は、まちづくりの主体として参加する権利を有する。

【解説】

「情報を知る権利」と「まちづくりに参加する権利」は、これからのまちづくりに市民が加わる上で欠かせないものであります。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに加わり、自らが持つ経験、知識及び能力を活用して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。
2 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【解説】

市民には、施策の計画、実施、評価等の過程で主体的にまちづくりに参加することが求められます。

また、参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つことや、自らの持つ経験、知識及び能力を活用してまちづくりに取り組むことが求められます。

第4章 議会及び議員の責務

(議会の責務)

第6条 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。

3 議会は、議会に関する情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

市民から選挙により選ばれた代表者によって構成された議会は、その役割を十分に果たし、信託に応えなければなりません。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の意思を把握し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供するよう努めなければならない。

3 議員は、政策立案能力を発揮するために常に自己研さんに励むものとする。

【解説】

議会がその役割を十分に果たすためには、市民により選ばれた議員一人一人にもその責務を果たすことが求められます。

第5章 市長等の責務

(市長の責務)

第8条 市長は、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、市民の意見を適切に反映させた市政を実現するため必要な施策を講ずるものとする。

3 市長は、効率的な市政運営を図るため、適切な人員の配置に努めるとともに職員の能力を向上させ、職員を指揮監督するものとする。

【解説】

市長は、総合的な視点に立って公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

市政運営に当たっては、市民に参加の機会を設け、市民の声を適切に反映させるための施策を講ずることを求めています。

また、効率的な市政運営の実現のため、職員の適材適所の配置を行うとともに人材の育成を図り、職員を指揮監督することを定めています。

(市長を除く執行機関の責務)

第9条 市長を除く執行機関は、その設置目的に応じた権限と責任において公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

【解説】

市長以外の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会についても市長と同様にその職責を全うすることが必要であります。

(職員の責務)

- 第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ迅速に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、積極的に市民と連携し、まちづくりを推進するものとする。

【解説】

市政を進める上で、実際に事務を行い、また、市民と直接対応するのは職員です。職員には、憲法の「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」との規定を自覚し、公平、公正かつ迅速に職務を行うことが求められます。

また職員は、職務の遂行に当たり、日頃から知識の習得及び技能の向上を図り、市民の信頼を得ることが必要であります。

さらに、積極的にまちづくりに参加し、市民と連携しながらまちづくりに貢献することが、職員に求められます。

第6章 情報公開及び個人情報保護

(情報の公開、提供及び共有)

第11条 市は、市民に対し、適正に市政に関する情報の公開及び提供を行わなければならない。

2 市民及び市は、まちづくりを推進するため情報を共有するものとする。

【解説】

市は、参加及び協働によるまちづくりを推進するため、適正に情報の公開や提供を行わなければなりません。

また、効率的かつ効果的なまちづくりを進める上では、市民及び市がそれぞれ相互に連携することが重要であります。そのためには、市民及び市が保有する情報の共有が必要です。

(個人情報の保護)

第12条 市は、保有する個人情報を適正に取り扱い、当該個人情報を保護しなければならない。

【解説】

市は、多くの市民の個人情報を保有しています。この個人情報は市民の基本的な人権を守る上で、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用されないよう適正に保護されなければなりません。

なお、「個人情報を適正に取り扱い」には、法令等の定めや公益上必要な場合は情報の提供を行うことができることも含んでおります。

第7章 参加及び協働

(参加及び協働の推進)

- 第13条 市民及び市は、参加及び協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、参加によるまちづくりを推進するに当たり、市民が様々な参加の機会を得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市長その他の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民の自主的及び自立的な活動を尊重するものとする。

【解説】

これからのまちづくりには、参加と協働の推進が基本です。

参加と協働を推進していくために、市長その他の執行機関には、市民参加の機会を設けると同時に、市民が参加しやすい環境を整えることが求められます。

また、市長その他の執行機関は、協働のまちづくりを進めるに当たっては、市民の自主的・自立的な活動を尊重することを定めています。

(審議会等の委員の選任)

- 第14条 市長その他の執行機関は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの委員を選任するときは、公募による市民を加えるよう努めなければならない。

【解説】

審議会等の委員に公募による市民を加えることは、市民が市政へ参加するための仕組みの中で大きな役割を果たすこととなります。

一方、審議会等の性質上専門の知識が要求されるものも存在します。したがって、全ての附属機関等で公募の委員を求めることは困難なことも想定されるため、原則として公募による市民を加えることとしました。

(意見公募手続)

第15条 市長その他の執行機関は、市の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、特別な理由がある場合を除きその内容を公表し、市民に意見を求めなければならない。

【解説】

市の基本的な計画及び重要な条例の策定等に当たっては、市民に広く周知し、意見を求めることが重要です。そのため緊急を要する場合や法令に特別の定めがある等、特別な理由がある場合を除いては、意見公募を実施することとしました。

(コミュニティ)

第16条 市民は、自治会、町内会その他の地域で活動する公共性の高い団体に加わるよう努めなければならない。

2 市長その他の執行機関は、前項の団体の自主的及び自立的な活動を尊重し、必要な支援をしなければならない。

3 市長その他の執行機関は、第1項の団体以外の団体が行う公共的活動を支援することができる。

【解説】

まちづくりを推進していく上で市民による地域活動は極めて重要であります。現在その中心を担っているのが自治会や町内会であり、市民にはそれら公共性の高い団体に加わるのが強く求められています。

地域等で活動する団体は、地域の課題などの解決を図るため、その担い手として重要な役割を果たすことが期待されます。市長及び執行機関には、これらの団体の活動の自主的・自立的な活動を尊重しつつ、支援することが強く求められています。

なお、趣味のサークル等が行う公共的な活動についても、その活動を支援することができることとしました。

(住民投票)

- 第17条 本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、その旨を公表し、意見を付けて議会に付議しなければならない。
 - 3 議員及び市長は、住民投票に関する発議を行うことができる。
 - 4 市民及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。
 - 5 住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

住民の総意を把握するための究極の制度であり、市の将来を左右するような重要な施策の判断を広く市民に問うことを可能とする制度です。

住民投票の発議の要件は、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者が市長に対して請求できることとし、請求があった場合市長は公表するとともに、意見を付けて議会に付議しなければならないこととしました。

議員と市長についても、住民投票を自ら発議できることも明記しました。

また、住民投票を実施した場合の結果については、市民も市もその結果を尊重することが望まれます。

なお、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めることとしました。

第8章 市政運営

(基本構想)

第18条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するための基本構想を策定しなければならない。

【解説】

改正前の地方自治法では市町村は基本構想を定めることとされていましたが、地方自治法の改正により、地方公共団体の基本構想の策定義務はなくなりました。

しかしながら、財政の健全性を確保し、確実に施策を実施するためには、長期的な計画を定め総合的 なまちづくりを推進することが必要でありこの規定を設けました。

(行政手続)

第19条 市長その他の執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため市政運営における処分その他の行政手続について、公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

【解説】

市は、様々な権限を持ち市政運営を行っています。これらの権限の行使が適切に行われ、市民の権利利益の保護を図るためには、市が行う行政手続について、審査や処分の基準、行政指導の指針などを定め、公正と透明性を確保することが必要です。

(説明責任)

第20条 市長その他の執行機関は、施策の計画、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について市民に適切な方法により説明しなければならない。

【解説】

説明責任は、参加と協働によるまちづくりの実現には欠かせないものであり、市政の透明化を図る上で重要であります。そのため、施策の計画、実施及び評価の内容をそれぞれの過程において市民に分かりやすく説明することも重要であります。

(応答責任)

第21条 市長その他の執行機関は、市民の意見、要望等に対して誠実かつ迅速に対応するとともに、適切に処理しなければならない。

【解説】

市民の意見や要望等に対し誠実かつ迅速に対応することは、市民との信頼関係を強化する上で重要であります。また、それらを適切に処理することも必要であります。

(財政運営)

第22条 市長は、健全な財政運営に努め、財政に関する事項を市民に分かりやすく公表しなければならない。

【解説】

地方自治法では、市長は「財政に関する事項を住民に公表しなければならない」とされています。

市民にとって市の財政は、難しい用語や指標があり、分かりづらいものであります。市民に理解していただくためには、分かりやすく公表することも必要となります。

(市政に関する評価)

第23条 市長その他の執行機関は、施策の必要性、効率性等を数値等で客観的に把握して評価しなければならない。この場合において、評価の実施に当たっては、市民に意見を求めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、評価の結果を市民に公表するとともに、その結果を市政に反映させるものとする。

【解説】

行政評価は、行政のさまざまな施策の目的を明確にし、その成果を具体的に数値化することなどによって、それらの必要性、効率性等を評価し、その結果を生かすことによって、施策の質的向上を図るための仕組みです。

施策について市民の理解を得るため市民に意見を求めるとともに、評価結果を広く公表し市政に反映させることが必要であります。

第9章 危機管理

(危機管理)

第24条 市は、地震、水害、火災その他の不測の事態（以下「災害等」という。）の発生に備え、市民の生命、身体及び財産を守るための計画及び情報を共有する仕組みを整備するものとする。

2 市民は、災害等の発生時に互いに助け合えるよう、日常的な交流に努めるものとする。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るよう努めなければならない。

【解説】

平成23年3月に発生した東日本大震災により、災害等に備える必要を改めて強く感じました。そのため市は、災害等の発生時に対応するための計画や情報共有の仕組みを整えることが重要であります。

また、市民自らも日常的な交流を通じ、安全の確保や隣人の安否確認など有事に対応できるよう努める必要があります。

第10章 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第25条 市は、共通する課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と対等な立場で連携し、及び協力するよう努めなければならない。

2 市は、国及び県に対し施策の改善等に関する意見又は提案を行うものとする。

【解説】

住民のニーズの多様化、課題の広域化、財政難などにより、効果的・効率的な市政運営を行うため、国や他の地方公共団体との連携や協力も必要になります。

地方分権の進展により、国と地方公共団体の関係は、上下の関係から対等・協力の関係へと転換しています。こうしたことから、市は、国や他の地方公共団体と対等な立場で連携し、及び協力してまちづくりを進めることが必要であります。

また、国や県の権限であっても、市民の権利利益に関わるものについては市の意思として国政等に反映させるために意見や提案をすることも必要であります。

第 1 1 章 この条例の見直し

(この条例の見直し)

第 2 6 条 市長は、社会情勢の変化に対応するため、この条例の規定について検証し、必要に応じてこの条例を見直さなければならない。

【解説】

社会情勢の変化に対応し、この条例を時代にふさわしいものとするため、必要に応じて見直さなければならないこととしました。

(自治基本条例審議会の設置)

第 2 7 条 市長は、前条の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより鴻巣市自治基本条例審議会を設置する。

【解説】

この条例は、検討委員会の検討を重ねた上で制定されるものです。

市長は、前条の検証の結果、必要があると認めこの条例の見直しを行う場合は、審議会を設け、検討を経た上で条例の改正を行うこととしました。

しかし、法令等の改正に伴うものや軽微な改正については、審議会を設置せずに改正することができます。

第 1 2 章 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第 2 8 条 この条例は、本市の自治に関する基本的な規範であり、市民及び市は、この条例を尊重するものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【解説】

この条例は、本市の自治に関する基本的な考えを示しており、市政運営の基本となりますので、市民及び市は、この条例の趣旨を尊重しなくてはなりません。したがって、市は、他の条例や規則等の制定・改廃、さらに施策の実施に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

第13章 事業者等への準用

(事業者等への準用)

第29条 第2条第5号、第3条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条、第19条から第24条まで及び第28条の規定については、事業者等について準用する。この場合において、「市民」とあるのは「事業者等」と読み替えるものとする。

2 事業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を深く自覚し、地域社会との連携、協力を図り、まちづくりに貢献するよう努めなければならない。

【解説】

事業者等（市内で事業その他の活動を行う個人や法人その他の団体、市内に通勤又は通学する人）は、地域社会を構成する一員として重要な存在であり、まちづくりに欠かせません。

そのため、事業者等には、社会的責任を自覚し、地域社会との連携や協力を求める一方、情報の共有や参加及び協働の規定などについては、市民に準じて適用することとしました。